

# 【規制にかかわる通知・通達等のうち「外部効果」を有するもの】

最終更新日平成22年4月1日

	通知・通達等の名称	見直しを実施した年度	備考
1	原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定制度の運用等について(平成4年11月6日付け警察庁丙交企発第118号) 「原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定基準」の一部改正について(平成19年6月27日付け警察庁丙交企発第70号)	平成19年度	
2	原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る道路交通法施行規則における大きさ及び速度の基準について(平成19年6月27日付け警察庁丁交企発第92号)	平成19年度	
3	技術上の規格解釈基準(平成16年5月26日付け警察庁丁生環発第155号) 技術上の規格解釈基準の一部改正について(平成20年3月3日付け警察庁丁生環発第65号) 技術上の規格解釈基準の一部改正について(平成20年3月13日付け警察庁丁生環発第82号)	平成19年度	
4	届出自動車教習所業務指導の標準について(平成20年5月20日付け警察庁丙運発第16号)	平成20年度	
5	指定自動車教習所の教習の標準について(平成20年5月20日付け警察庁丙運発第17号)	平成20年度	
6	指定自動車教習所業務指導の標準について(平成20年5月20日付け警察庁丙運発第18号)	平成20年度	
7	原動機を用いる歩行補助車等及び駆動補助機付自転車の型式認定制度の運用等について(平成7年11月16日付け警察庁丙交企発第114号)	平成20年度	
8	「駆動補助機付自転車の型式認定基準」の一部改正について(平成20年10月15日付け警察庁丙交企発第134号)	平成20年度	
9	駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しにおける留意点について(平成19年2月6日付け警察庁丁交規発第19号、丁交指発第11号)	平成20年度及び平成21年度	
10	下肢不自由の障害を有する者に係る駐車規制からの除外措置の対象範囲の変更について(平成20年12月18日付け警察庁丁交規発第106号、丁交指発第149号)	平成20年度	
11	駐車規制からの除外措置の対象範囲の変更について(平成21年12月24日付け警察庁丁規発第78号)	平成21年度	
注1	:この表は、平成19年度以降、各府省庁が各年度の見直し対象として選定した規制にかかわる通知・通達等、及びその他各府省庁が追加的に見直しを行った通知・通達等のうち、「外部効果」を有するものを一覧にしたものである。		
注2	:ここでいう「外部効果を有する」とは、行政機関が法令の解釈や運用の基準などを示すことによつて、「法規命令」(政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示)以外のかたちで私人の権利義務に関わる事項について定めていることを指す。		